

財務諸表

当行の銀行法第20条第1項の規定により作成した書類につきましては、会社法第396条第1項による有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
また、当行の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

貸借対照表

(単位：百万円)

	平成24年度末	平成25年度末		平成24年度末	平成25年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	26,408	68,788	預金	1,853,075	1,932,501
現金	21,739	26,175	当座預金	40,529	35,604
預け金	4,669	42,613	普通預金	1,172,231	1,213,668
コールローン	85,346	282	貯蓄預金	18,993	18,320
買入金銭債権	349	281	通知預金	974	670
商品有価証券	△0	—	定期預金	598,247	626,980
商品地方債	△0	—	定期積金	2,046	1,852
金銭の信託	3,000	8,000	その他の預金	20,051	35,404
有価証券	635,946	678,814	譲渡性預金	137,278	150,450
国債	260,606	290,791	コールマネー	940	63,146
地方債	133,275	122,261	債券貸借取引受入担保金	—	13,287
社債	168,055	161,334	借入金	78,027	10,251
株式	35,351	37,551	借入為替	70	29
その他の証券	38,656	66,876	外債	64	19
			売渡外国為替	5	9
貸出金	1,433,794	1,549,064	未払外国為替	5	9
割引手形	9,723	8,560	社債	12,000	27,000
手形貸付	60,012	59,870	その他負債	5,971	5,369
証書貸付	1,227,578	1,325,617	未決済為替借	50	25
当座貸越	136,479	155,015	未払法人税等	668	306
			未払費用	1,609	1,738
外国為替	879	1,155	前受収益	793	920
外国他店預け	848	1,105	給付補填備金	2	2
買入外国為替	1	1	金融派生商品	412	149
取立外国為替	29	48	リース債務	535	458
			資産除去債務	115	117
その他資産	6,889	6,081	その他の負債	1,783	1,650
前払費用	29	19	役員賞与引当金	30	30
未収収益	3,129	3,047	退職給付引当金	7,644	7,693
先物取引差入証拠金	0	—	役員退職慰労引当金	504	—
金融派生商品	9	4	睡眠預金払戻損失引当金	434	313
その他の資産	3,720	3,009	偶発損失引当金	285	188
			繰延税金負債	—	433
有形固定資産	22,969	22,314	再評価に係る繰延税金負債	2,855	2,799
建物	7,449	6,877	支払承諾	3,919	3,829
土地	13,898	14,128	負債の部合計	2,103,038	2,217,323
リース資産	496	424	(純資産の部)		
建設仮勘定	1	12	資本金	14,697	14,697
その他の有形固定資産	1,123	871	資本剰余金	8,794	8,794
			資本準備金	8,771	8,771
無形固定資産	3,482	2,742	その他資本剰余金	22	22
ソフトウェア	3,417	2,677	利益剰余金	68,878	74,771
その他の無形固定資産	64	64	利益準備金	6,473	6,473
			その他利益剰余金	62,404	68,297
			別途積立金	56,501	60,801
			繰越利益剰余金	5,903	7,496
			自己株式	△81	△1,706
前払年金費用	190	840	株主資本合計	92,289	96,557
繰延税金資産	1,248	—	その他有価証券評価差額金	15,058	14,894
支払承諾見返	3,919	3,829	土地再評価差額金	2,858	2,756
貸倒引当金	△11,147	△10,630	評価・換算差額等合計	17,917	17,650
投資損失引当金	△31	△3	新株予約権	—	29
			純資産の部合計	110,206	114,238
資産の部合計	2,213,244	2,331,562	負債及び純資産の部合計	2,213,244	2,331,562

損益計算書

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
経常収益	41,791	42,089
資金運用収益	31,281	31,729
貸出金利息	24,243	24,426
有価証券利息配当金	6,982	7,253
コールローン利息	46	37
預け金利息	0	3
その他の受入利息	8	7
役務取引等収益	7,187	7,595
受入為替手数料	2,120	2,124
その他の役務収益	5,066	5,470
その他業務収益	1,534	298
外国為替売却益	53	32
国債等債券売却益	1,481	236
金融派生商品収益	—	30
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	1,788	2,465
償却債権取立益	637	318
株式等売却益	349	1,078
金銭の信託運用益	136	82
その他の経常収益	665	985
経常費用	33,836	32,401
資金調達費用	1,998	1,998
預金利息	746	621
譲渡性預金利息	166	199
コールマネー利息	11	25
債券貸借取引支払利息	0	3
借入金利息	325	322
社債利息	142	217
金利スワップ支払利息	574	579
その他の支払利息	31	29
役務取引等費用	3,081	3,573
支払為替手数料	401	410
その他の役務費用	2,680	3,162
その他業務費用	861	605
商品有価証券売却損	5	10
国債等債券売却損	417	284
国債等債券償還損	384	253
国債等債券償却	20	57
金融派生商品費用	33	—
営業経費	24,834	24,135
その他経常費用	3,060	2,088
貸倒引当金繰入額	1,674	1,240
貸出金償却	581	313
株式等売却損	341	243
株式等償却	1	—
その他の経常費用	462	291
経常利益	7,955	9,687
特別利益	195	1
固定資産処分益	195	1
特別損失	106	77
固定資産処分損	106	54
減損損失	—	23
税引前当期純利益	8,044	9,611
法人税、住民税及び事業税	704	708
法人税等調整額	2,135	2,071
法人税等合計	2,840	2,779
当期純利益	5,204	6,831

株主資本等変動計算書

平成24年度

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	14,697	8,771	23	8,794	6,473	52,701	5,608
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,232
別 途 積 立 金 の 積 立						3,800	△3,800
当 期 純 利 益							5,204
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0			
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	-	3,800	295
当 期 末 残 高	14,697	8,771	22	8,794	6,473	56,501	5,903

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当 期 首 残 高	64,783	△79	88,195	8,538	2,982	11,521	-	99,716
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	△1,232		△1,232					△1,232
別 途 積 立 金 の 積 立	-		-					-
当 期 純 利 益	5,204		5,204					5,204
自 己 株 式 の 取 得		△1	△1					△1
自 己 株 式 の 処 分		0	0					0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	123		123					123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				6,519	△123	6,395	-	6,395
当 期 変 動 額 合 計	4,095	△1	4,093	6,519	△123	6,395	-	10,489
当 期 末 残 高	68,878	△81	92,289	15,058	2,858	17,917	-	110,206

平成25年度

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	14,697	8,771	22	8,794	6,473	56,501	5,903
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,040
別 途 積 立 金 の 積 立						4,300	△4,300
当 期 純 利 益							6,831
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							102
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	4,300	1,593
当 期 末 残 高	14,697	8,771	22	8,794	6,473	60,801	7,496

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当 期 首 残 高	68,878	△81	92,289	15,058	2,858	17,917	-	110,206
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	△1,040		△1,040					△1,040
別 途 積 立 金 の 積 立	-		-					-
当 期 純 利 益	6,831		6,831					6,831
自 己 株 式 の 取 得		△1,625	△1,625					△1,625
自 己 株 式 の 処 分								
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	102		102					102
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△163	△102	△266	29	△236
当 期 変 動 額 合 計	5,893	△1,625	4,268	△163	△102	△266	29	4,031
当 期 末 残 高	74,771	△1,706	96,557	14,894	2,756	17,650	29	114,238

重要な会計方針(平成25年度)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年 その他 3年～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の償却額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,585百万円(前事業年度末は4,035百万円)であります。

(2)投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(5)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6)偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第63号平成25年9月27日)により改正された「銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度貸借対照表において、「その他資産」の「その他の資産」に表示していた190百万円は、「前払年金費用」190百万円として組み替えております。

また、配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。

なお、以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

追加情報

当行は役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上してはおりますが、平成25年5月10日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を第128期定時株主総会(平成25年6月27日開催)の終結をもって廃止することを決議し、同総会において、各役員の就任時から同総会終結時までの退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。これにより、当事業年度において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分320百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額
株式 105百万円
出資金 459百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 388百万円
延滞債権額 27,020百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
 貸出条件緩和債権額 14,320百万円
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
 合計額 41,729百万円
 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 8,562百万円
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 預け金 40百万円
 有価証券 193,295 〃
 計 193,335 〃
 担保資産に対応する債務
 預金 4,204 〃
 コールマネー 58,000 〃
 債券借取引受入担保金 13,287 〃
 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、次のものを差し入れております。
 有価証券 27,337百万円
 また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
 保証金 217百万円
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
 融資未実行残高 369,694百万円
 うち原契約期間が1年以内のもの 367,246百万円
 (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の圧縮記帳額
 圧縮記帳額 749百万円
 (当該事業年度の圧縮記帳額) (一百万円)
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
 劣後特約付借入金 10,000百万円
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
 劣後特約付社債 27,000百万円
12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額
 314百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,071
退職給付引当金	2,721
減価償却費	1,003
有価証券	1,320
その他	1,085
繰延税金資産小計	10,203
評価性引当額	△2,615
繰延税金資産合計	7,587
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,715
その他	△306
繰延税金負債合計	△8,021
繰延税金資産(負債)の純額	△433

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 (単位:%)

法定実効税率	37.75
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.01
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.80
復興特別法人税分の税率差異	1.43
住民税均等割等	0.38
土地再評価差額金の取崩額	0.03
評価性引当額の増減(△)	△9.70
その他	△0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.91

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.75%から35.38%となります。この税率変更により、繰延税金負債は76百万円増加し、法人税等調整額は76百万円増加しております。

(重要な後発事象)
 該当ありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	105
関連会社株式	—
合計	105

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。